

避難所開設運営マニュアル

【避難所を運営・利用する住民用】

桐生市

令和7年8月

目 次

はじめに... 1 頁

第1章 避難所運営委員会

1. 避難所運営委員会とは... 2 頁
2. 各構成員の役割... 2 頁
3. 組織編成について... 3 頁
4. 活動班の役割... 3 頁

第2章 避難所

1. 避難所の区分（種類）... 4 頁
2. 避難所の区分（段階）... 5 頁
3. 指定避難所の開設基準（洪水・土砂災害）... 6 頁
 - ・避難所開設フロー（洪水・土砂災害）... 7 頁
4. 指定避難所の開設基準（地震災害）... 8 頁
 - ・避難所開設フロー（地震災害）... 9 頁

第3章 避難所の運営

1. 避難所の開設に備え平時に行うこと... 10 頁
2. 避難所の開設当初に行うこと... 17 頁
3. 避難所を開設した後に行うこと... 19 頁
4. 感染症対策における基本的な考え方... 22 頁
5. 避難所運営時の留意事項に関すること... 24 頁
6. 避難所の規模縮小・閉鎖時に行うこと... 26 頁
7. その他... 26 頁

はじめに

避難所は災害から命を守るため避難できる場所であり、災害で住家に被害を受けた人や、電気、水道、ガス等、ライフライン機能が低下し日常生活が困難になってしまった人に必要な支援を実施する場所でもあります。

被災していない地域に住む親戚や知人のところに身を寄せるなど、避難所以外の場所で仮生活を送れるならばそれに越したことはありませんが、大規模な災害が発生した場合、多くの被災者が中長期にわたり、避難所での避難生活を強いられる可能性もあります。

避難所で過ごす時間は、平時と比べれば基本的に不便で不快なものです。その不便・不快を少しでも減らし、安全安心な避難所とするためには、地域の皆様による主体的な避難所運営が不可欠となります。

このマニュアルは、桐生市の避難所に関する標準的な事項をまとめたものです。地域における自治会や自主防災組織のみならず、広く住民の皆様にご一読いただき、有事の際の避難所運営に備えていただければと思います。



第1章 避難所運営委員会

桐生市の避難所運営の基本方針として、地域コミュニティにおける各種団体や避難者等の協力と、施設管理者や市職員の協働により多くの方々が参画する「避難所運営委員会」を中心に運営を行えるように体制を整えていきます。

1.避難所運営委員会とは

事前の決め事なしで避難所を開設・運営することになった場合、いろいろと困ることが出てきます。

例えば…

- ・避難してきた人を避難所のどこに滞在させるのか
- ・誰が避難してきたかをどうやって把握するのか
- ・支援物資が提供された場合、どうやって配るのか
- ・避難所だけで解決できない問題が発生した場合、誰にどうやって相談するのか

など、開設直後だけでも多くの困りごとが発生します。

避難所運営委員会は、こういった困りごとを少しでも減らすために事前に組織しておくもので、「地域住民」「施設管理者」「避難所対応職員」により構成されます。



2.各構成員の役割

① 地域住民の役割

自治会長など地域のリーダーを中心に、平常時から避難所生活における役割分担や避難所となる施設の利用方法などを定め、災害時には避難所のルールを守り、お互いに助け合いながら自主的な運営により、安心・安全な避難所の確保と住民の混乱解消に努める。

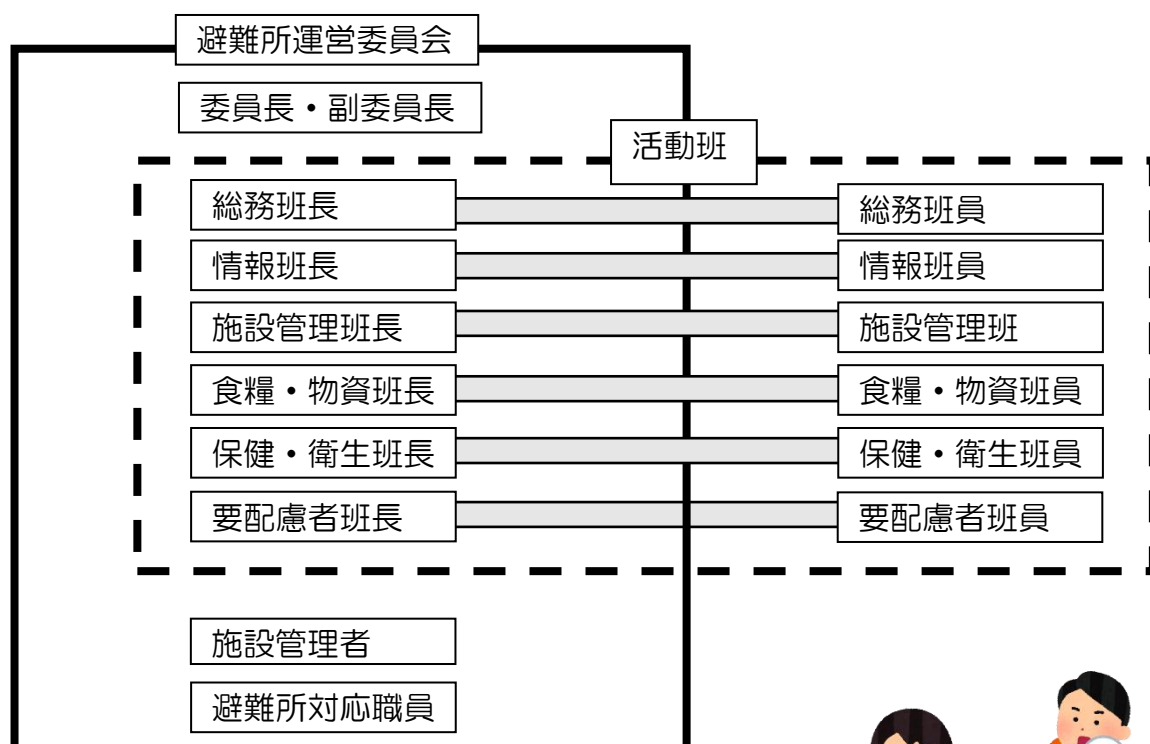
② 施設管理者の役割

施設を避難所として使用する場合には施設の維持管理及び避難所運営の支援に努める。また、学校が避難所になった場合、教員を含む全職員での協力体制を図り、一日でも早い授業再開に向け取り組む。（「施設管理者」とは、学校長や事務長、公民館長など、避難所となる施設の責任者を指します。）

③ 避難所対応職員の役割

避難所を開設し、避難人員、避難状況の把握及び災害対策本部との連絡調整など避難所運営を推進する。（「避難所対応職員」とは、避難所の開設・運営に携わる市職員で、各避難所に3～5人割り当てられています。）

3.避難所運営委員会の組織編成について (例)



4.活動班の役割 (例)

- ① 総務班
避難者の誘導、避難者の受付、避難者名簿の作成、ボランティア等の管理、生活ルールの作成、各活動班班長への連絡
- ② 情報班
避難者の情報収集、問い合わせ対応、地域・避難所の被害情報・復旧情報の収集、避難者への情報提供等
- ③ 施設管理班
危険箇所・要修繕箇所への対応
- ④ 食糧・物資班 (長期開設時のみ)
食糧調達、受入、管理・配布、物資の調達、受入、管理・配布、炊き出し等
- ⑤ 保健・衛生班
応急手当、医療・介護にかかる相談、対応、医療機関・福祉避難所への搬送、清掃・ごみ等の衛生管理、ペットの管理等
- ⑥ 要配慮者班
要配慮者用の窓口の設置・相談対応、要配慮者の避難状況確認、未避難者の確認、要配慮者の要望の把握等

第2章 避難所

避難所の種類や開設基準について説明します。

避難所や災害の区分によって、開設のタイミング等が異なるので、このマニュアルのほか、ハザードマップ等も用いて、ご自身が利用する避難所の確認をお願いします。

1.避難所の区分（種類）

発災時における避難所・避難場所として、以下の3つの区分があります。

区分	概要
自主避難所 (風水害時のみ)	台風が桐生市に上陸・接近するおそれがある場合、また長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合に、 <u>事前に自主避難</u> できる施設（ <u>15か所</u> ） ・自主避難の段階では施設の開放のみで、物資提供などの運営は行なわれない。 ・災害の状況によっては、下記「指定避難所」として運営されることになる。（新里・黒保根両支所以外の13か所）
指定避難所	円滑な救援活動を実施し、また自宅が被災した場合などに一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間滞在する施設 （ <u>新里・黒保根両支所以外の自主避難所13か所を含む54か所</u> ） ・後述する一次避難所及び二次避難所として運用される段階の施設。 ・避難所運営委員会は、主にこの段階を想定して運営方法を検討する。
指定緊急避難場所	災害が差し迫った状況や発災時に、 <u>緊急的に避難し、身の安全を確保</u> することができる施設や場所 （ <u>指定避難所54か所を含む141か所</u> ） ・あくまで身の安全を確保することだけが目的の場所なので、市などからの支援はない。 ・自宅の被災などで引き続き一定期間の避難が必要になる場合、避難者は上記「指定避難所」等に移動することになる。

※自主避難所・指定避難所・指定緊急避難場所の数については令和7年8月現在の情報です。

2.避難所の区分（段階）

風水害時は、浸水想定区域に含まれていない学校や市民体育館を中核にし、一次避難所、二次避難所として下記のとおり段階的な運用を行います。

＜風水害（洪水・土砂災害）＞

自主避難所 →	一次避難所	→ 二次避難所
台風の接近が予想される段階	雨などの状況で避難情報発令が予想される段階	さらに多くの避難者が予想される段階
●①昭和公民館 ●②南公民館 ●③東公民館 ④西公民館 ●⑤北公民館 ●⑥境野公民館 ⑦桜木公民館 ●⑧広沢公民館 ⑨相生公民館 ⑩菱公民館 ⑪桜木西公民館 ⑫新里支所 ⑬黒保根支所 ⑭梅田南小学校体育館 ⑮川内長寿センター	左記の施設に加え、浸水想定区域外かつ土砂災害の危険のない以下 4 施設を開設します。 市民体育館 相生小学校(体育館) 相生中学校(体育館) 天沼小学校(体育館)	一次避難所に加え、避難者数の推移により近隣の小中学校等を順次開設します。

※注意事項

- 車での避難の場合、上記●の避難所は、駐車場が浸水してしまう可能性があります。避難者には、徒歩での避難（浸水時は上階へ避難）若しくは浸水想定区域外への避難を考慮してもらう必要があります。
- 二次避難所においても、上階への避難を想定し、浸水想定区域内の避難所を開設する場合がありますので、ハザードマップ等での事前確認をお願いします。



3. 指定避難所の開設基準（洪水・土砂災害）



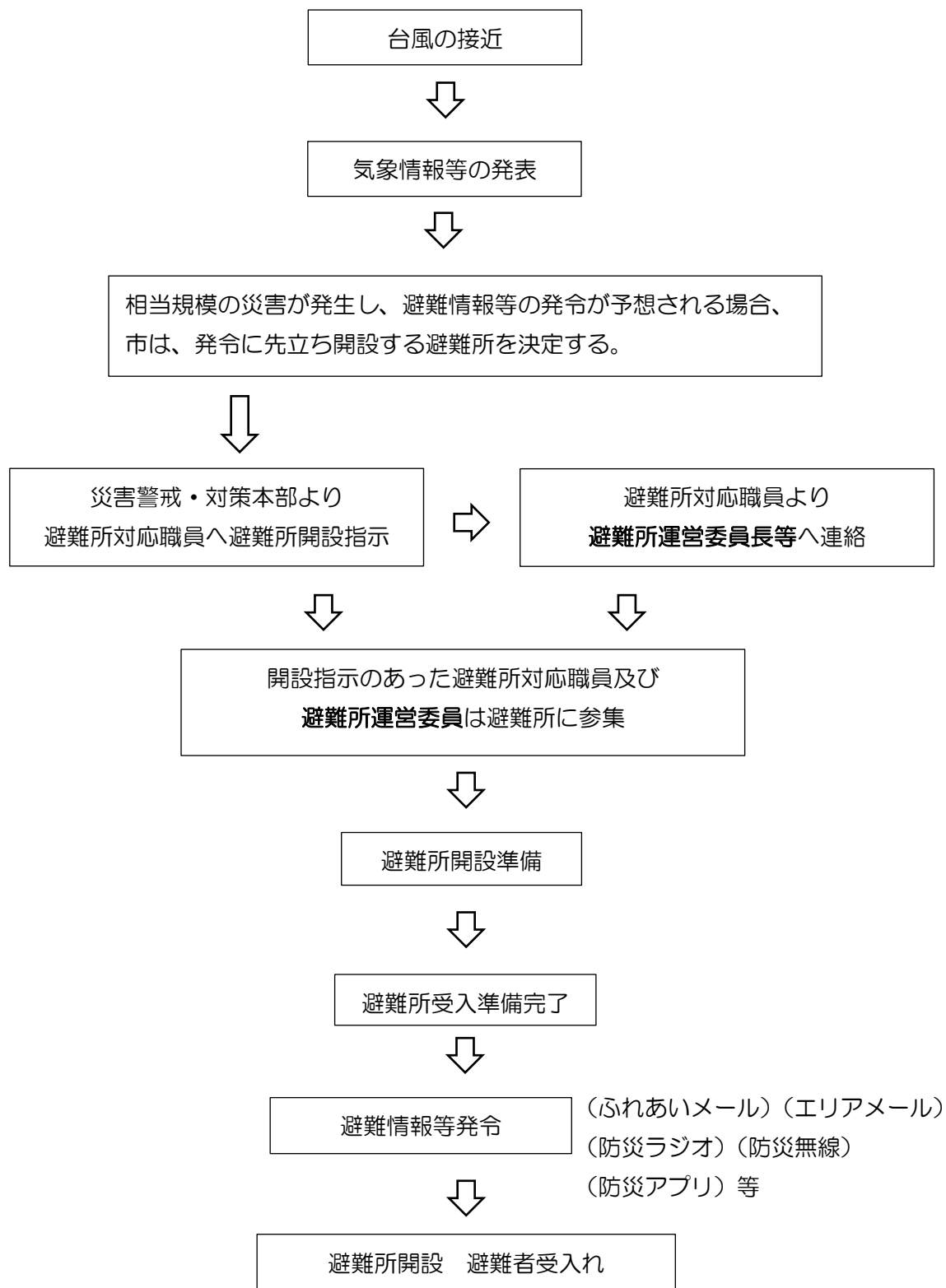
《洪水・土砂災害》

- （１）台風や集中豪雨のおそれがある場合、自主避難所を開設。（概ね前日の日中）
- （２）避難情報等発令前に、災害発生の危険のある地域に該当する避難所開設を決定。

発令する情報	発令基準	参考：市の対応
（警戒レベル２） 市からの避難情報 等の発令はない		・ 台風等の接近のおそれがある場合に、避難所対応職員は自宅待機等とし、災害警戒・対策本部と連絡のとれる体制をとる。 ・ 避難情報等の発令に先立ち、開設する避難所が指定されるので、避難所対応職員は、災害対策本部からの指示を受け、避難所へ参集する。 ⇒避難所対応職員より、避難所運営委員長等に開設の連絡。 ・ 避難所開設手順に従い、避難所開設準備を行う。
（警戒レベル３） 【高齢者等避難】	人的被害が発生する危険性が 高まった状態 <u>参考となる防災気象情報</u> 氾濫警戒情報/避難判断水位/ 大雨警報 など	
（警戒レベル４） 【避難指示】	人的被害が発生する危険性が 高い状態、もしくは既に人的 被害が発生している状況 <u>参考となる防災気象情報</u> 氾濫危険情報/氾濫危険水位/ 土砂災害警戒情報 など	・ 災害の状況や避難者数に応じ、順次他の避難所も開設。（災害対策本部から避難所対応職員に指示⇒避難所対応職員から避難所運営委員長等に連絡）
（警戒レベル５） 【緊急安全確保】	すでに安全な避難ができず、 命が危険な状況	

避難所開設フロー（洪水・土砂災害）

市及び避難所運営委員会の対応



4. 指定避難所の開設基準（地震災害）

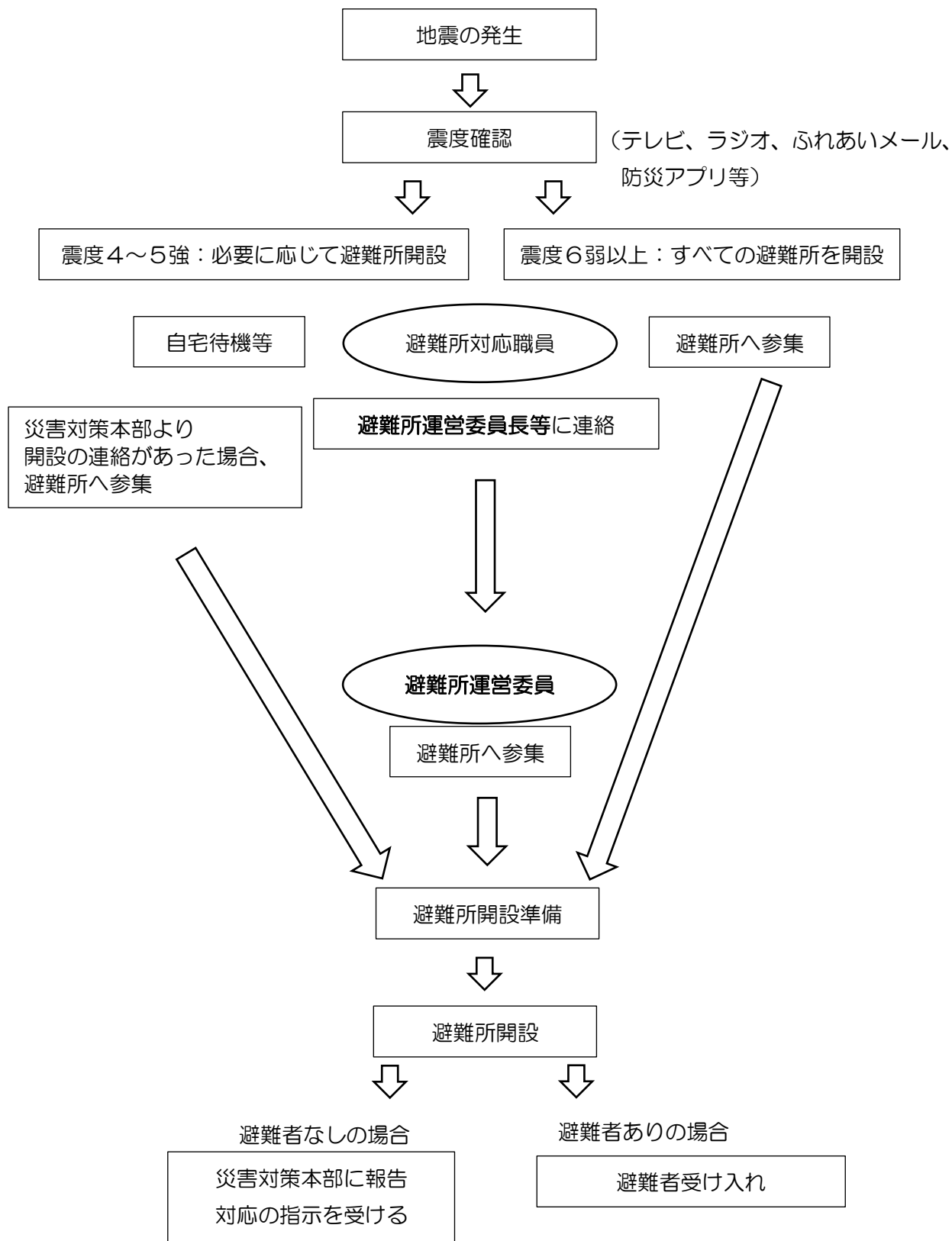
《地震災害》

配備基準	参考：市の対応
震度4～5強 必要に応じて開設	・勤務時間外：避難所対応職員は自宅での待機とし、災害警戒・対策本部と連絡のとれる体制をとる。 ・勤務時間内：各職場において指示を待ち、災害警戒・対策本部の指示によって行動する。
震度6弱以上 すべての指定避難所を開設	・避難所対応職員は、避難所運営委員長等に連絡の上、直ちに指定避難所へ参集する。 （参集途上、市内の被害状況を確認する。） ・参集後、職員用マニュアルに従い避難所開設の準備を行う。 ・避難者がいない場合は、災害対策本部から指示があるまで、避難所で待機する。



避難所開設フロー（地震）

市及び避難所運営委員会の対応



第3章 避難所の運営

避難所運営の流れを説明します。

なお、避難所の運営に当たり、各種様式を用いた情報管理や、災害対策本部との連絡調整は主に避難所対応職員が行いますが、状況によっては、避難所運営委員等にご協力をお願いすることもあります。

1.避難所の開設に備え平時に行うこと

(1) 避難所レイアウトの確認（作成）

①受付

- ・避難所に受付を設置
- ・【避難者カード】、【健康チェックリスト】を用意
- ・感染が疑われる人、体調の悪い人は非接触型体温計で検温を実施。
必要に応じて【体調管理表】の記入を行う。
※降雨時は施設内で行う等、適宜対応してください。

②避難スペース

- ・一般避難者 **避難所滞在スペースのレイアウト（例）**

床に養生テープ等で、1人当たり2㎡以上のスペース、通路幅1mを確保

※日常の利用に差し支えなければ、テープを貼った状態にする。

テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、区画番号を付け、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理を行う。

区画番号については【避難者カード】に記入。

- ・感染が疑われる人、体調の悪い人

【感染が疑われる人、体調の悪い人】専用スペースのレイアウト（例）

本人が避難をしたら、別に専用スペースを確保する。

※万が一に備え、避難所に専用スペース、動線を確保できるかどうか事前に確認

（他の避難者と一切交わらないことが望ましい。自家用車で来た人は、安全な場所であれば、車中避難をしてもらう。）

【2棟以上の建物がある場合】

- ・感染が疑われる人や体調の悪い人を収容する建物を決定する。

【1 棟だけの場合】

- 建物に複数の入口がある場合、通常の避難者とは別の専用の入口を設定
 - ※入口が一つの場合は、間仕切りによる動線の分離も検討
- 入口から専用スペース、トイレに至るまでの動線を想定し、間仕切り等で分離できるか確認
 - ※間仕切りは床から天井をカバーすることが望ましい
 - ※感染症対策を考慮するなら、1人当たり5.5㎡以上、通路幅2mが望ましい
- 可能な限り個室、専用トイレを用意
- トイレは使用者ごとに番号を振り、それ以外は使用しないのが望ましい
- 個室がない場合や1部屋に複数人収容する場合は、間仕切りで分離
- 専用のごみ袋を用意
- 簡易トイレを使用した際のごみの処理については各々で行うよう指導する。

③ 避難住民向け案内表示の準備

- スタッフに申し出るべき症状をまとめた案内表示をあらかじめ設置（避難所対応職員が用意します）

④ その他

- 必要な連絡先（非常時にアドバイスや協力をもらえる周りの医療機関、各保健所、市対策本部等）の確認

【避難者カード】

Evacuation shelter name

Section number

避難所名

区画番号

避難者カード（同居家族等単位）

Evacuee Card (each household etc.)

太枠内をご記入ください

Please fill in the area inside the bold lines.

受付月日・時間 Date of entering the shelter	month day hour : minute 月 日 :	避難者区分 Evacuee Section	☐ 避難者 Evacuee ☐ 在宅避難者 Home evacuee			
避難者の氏名 Name of Evacuee	生年月日 Date of birth	性別 Gender	治療中の病気（病名） Illness undertreatment (name of diseases)	体温 Temperature	様式5-2該当番号 （はいにチェックした番号を記入） Items appropriated in Form5-2 (No. of items with "Yes")	備考 Remarks
代表者 Representative Furigana	year month day 年 月 日 Age()	男 Male 女 Female	有 (Yes) ・ なし (No) ()	℃		
Furigana	year month day 年 月 日 Age()	男 Male 女 Female	有 (Yes) ・ なし (No) ()	℃		
Furigana	year month day 年 月 日 Age()	男 Male 女 Female	有 (Yes) ・ なし (No) ()	℃		
Furigana	year month day 年 月 日 Age()	男 Male 女 Female	有 (Yes) ・ なし (No) ()	℃		
Furigana	year month day 年 月 日 Age()	男 Male 女 Female	有 (Yes) ・ なし (No) ()	℃		
Furigana	year month day 年 月 日 Age()	男 Male 女 Female	有 (Yes) ・ なし (No) ()	℃		

住所・電話番号 Address・Phone	〒	
	固定電話 Telephone number ()	—
	携帯電話 Cellular phone number ()	—
あなたの家の被害状況 Damage of your house	倒壊 Destroyed ・ 傾いている Leans	
	断水 Water outage ・ 停電 Electric outage ・ ガス停止 Gas outage ・ 電話不通 Telephone interruption	
	その他 Others	
親族などの連絡先 Contact details of your relatives, etc.	〒	
	固定電話 Telephone number ()	—
	携帯電話 Cellular phone number ()	—

安否の問い合わせがあった場合は、住所氏名を答えてもよいですか？ Can we give your name and address to who inquires after you?		Yes ・ No
お車で来ましたか？ Did you come here by car?	Yes ・ No	避難所に入らず車中車中で過ごしますか？ Don't you stay in the shelter but in your car?
車 種 Type of your car	ナンバー Number of your car	
備考 Remarks		

※記載内容は厳重に保管・取扱い、避難所運営の目的以外には使用しません。
Information given by you will be treated as confidential, must not be used for any purpose other than the shelter operations.

※内容に変更があった場合は、速やかにお申し出ください。
Please inform us if there is any change in the information A.S.A.P.

※保健所及び医療機関等へ連絡させていただく場合もございますのでご了承ください。
Please be understanding that in some cases we may contact Public Health Centers or medical facilities.

【参考】【Annotation】

避難者 Evacuee : 避難所で生活する必要がある方 Those who need to live in a shelter.

在宅避難者 Home evacuee : 避難所に行かずに自宅で避難をしている方で、ライフラインの途絶等により避難所を利用したり、食料・物資の配給を受ける必要がある方
Those who stay home need to visit a shelter occasionally to use the facilities or to get distributions because of outage etc.

健康チェックリスト ※一人一枚記入

(氏名)

◆入居時の居住区分(ゾーニング)に関する項目

はい いいえ

- 1 ☐ ☐ 現在、高熱(37.5度以上)の熱がありますか？
- 2 ☐ ☐ 数日以内に、高熱(37.5度以上)の熱がありましたか？
- 3 ☐ ☐ 息苦しさ、咳やたんが出たり、のどの痛みはありますか？
- 4 ☐ ☐ 腹痛や下痢、吐き気等の症状がありますか？

◆持病や要配慮に関する項目

はい いいえ

- 5 ☐ ☐ 介護や介助が必要ですか？
- 6 ☐ ☐ 障がいがありますか？
- 7 ☐ ☐ 乳幼児がいますか？
- 8 ☐ ☐ 妊娠中ですか？
- 9 ☐ ☐ 呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病※はありますか？
- 10 ☐ ☐ その他、心の面も含めて気になる体調の変化はありますか？

※持病 ①

②

③

【体調管理表】

避難所名

区画番号

体調管理表

氏名

性別

入所年月日	年 月 日	治療中の病気 (病名)	
体調管理時間	下記項目 該当番号	備 考	体温
月 日			°C
月 日			°C
月 日			°C
月 日			°C
月 日			°C
月 日			°C
月 日			°C
月 日			°C
月 日			°C
月 日			°C

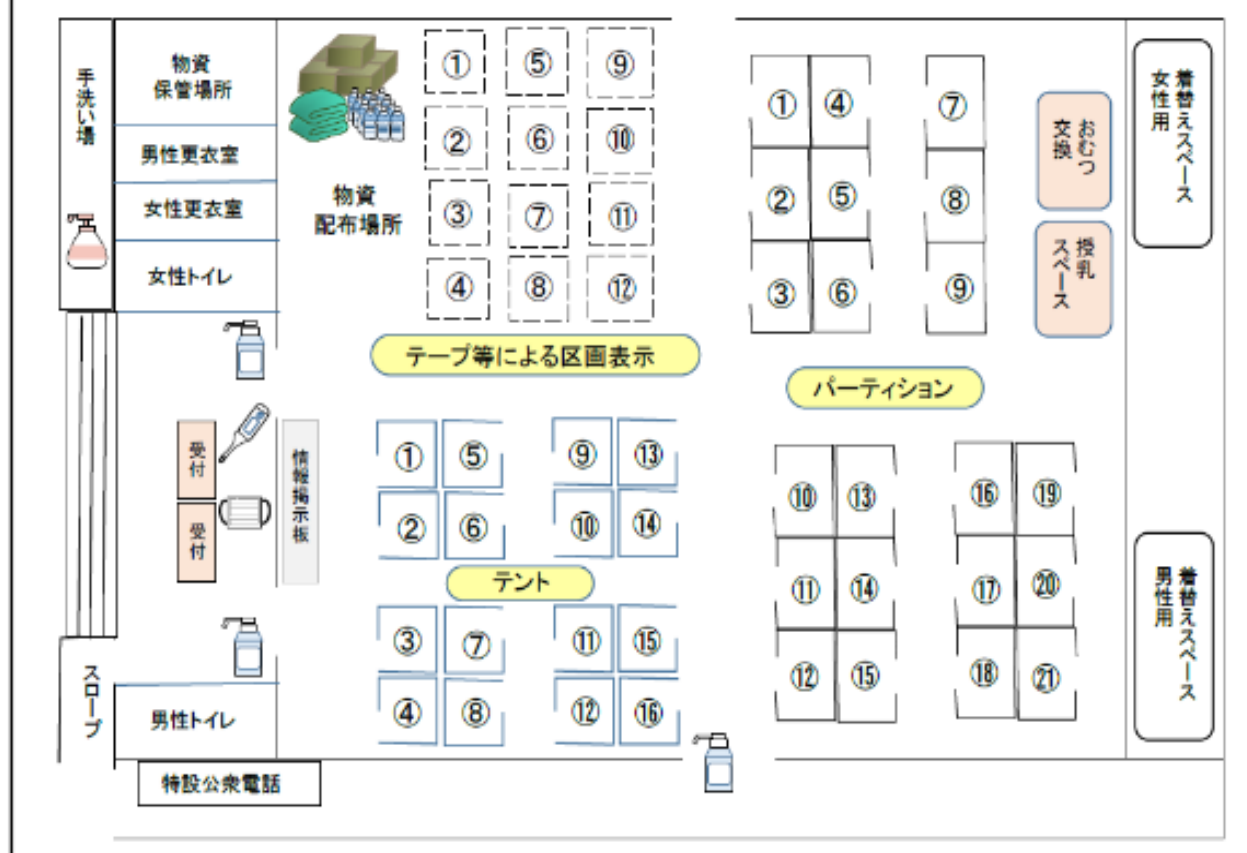
下記項目の症状を自覚した場合は全て、上記欄に番号のみを記入して下さい。

1. 発熱（37.5度以上） 2. 息苦しい 3. 咳 4. 痰（たん）
 5. のどの痛み 6. 腹痛 7. 下痢 8. 吐き気
 9. 関節痛 10. だるい 11. 食欲がない

※感染が疑われる方、体調が悪い方のみ記入をお願いします。¹⁴

避難所滞在スペースのレイアウト(例)

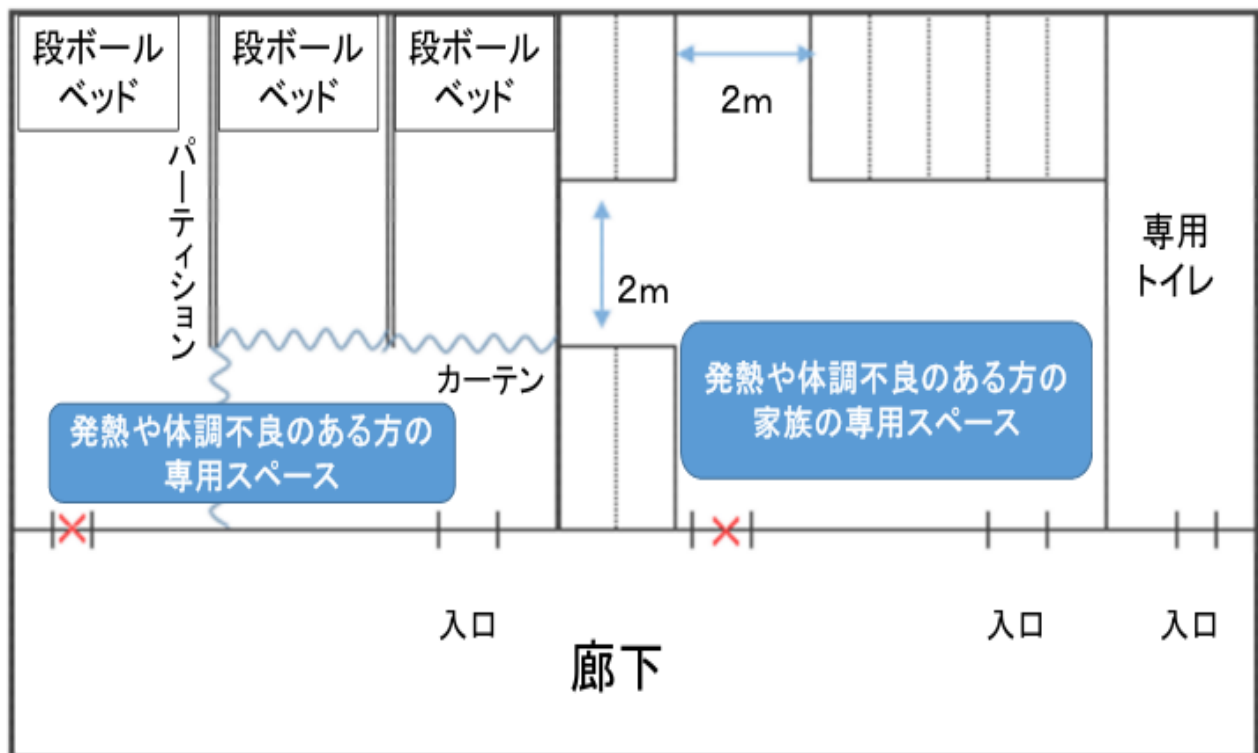
- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



【感染が疑われる人、体調の悪い人】

専用スペースのレイアウト(例)

専用スペース(教室等)



※教室の場合、机や椅子などがあるため教室の3分の2程度の面積しか使用できないことに留意

2.避難所の開設当初に行うこと

避難所開設当初における応急対応を、**避難所準備チェックリスト**を使用し、以下のとおり実施します。

洪水・土砂災害の場合は、建物や周囲の状況に明らかな異常がなければ、設営を開始します。地震災害の場合は、建物の安全が確認できるまでは、避難者には建物外の安全な場所で待機してもらいます。

建物の壁や柱にひび割れがある場合など、一見して避難所として使用ができないことが明らかな場合は、市職員、地域住民、施設管理者等が協力して避難者を近隣の指定避難所へ誘導し、避難所が開設できないことを災害対策本部へ報告します。

1 設営

あらかじめ作成したレイアウトに基づき設営する

- ・受付の設置【避難者カード】、【健康チェックリスト】を用意
- ・居住スペースの区画（養生テープ貼り付け、間仕切り等設置、区画番号の割り当て）
- ・消毒液、避難者用マスクの配置、間仕切り等の設置
- ・感染の疑いがある人、体調の悪い人専用スペースの準備

2 避難所における感染の疑いがある人、体調の悪い人の対応

(1) 感染の疑いがある人、体調の悪い人の隔離

- ・感染の疑いがある人、体調の悪い人がいた場合、避難所内において専用スペースへ隔離する。

※専用スペース：本人の私有車もしくは個室（簡易テント）等

※入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保

- ・感染の疑いがある人が使用した箇所について消毒実施
- ・清掃の際には、消毒液を使用 ※エタノール、除菌消臭剤等

(2) 避難者の把握

受付窓口で【避難者カード】と【健康チェックリスト】を配布します。

避難者カードは世帯ごとに1枚、健康チェックリストは各自1枚ずつ記入し、提出してもらいます。避難所での各支援は、避難者カードの避難者数が基礎となりますので、避難者のカードの記入について避難者の協力を求めます。

※開設直後、避難者が多数いる場合は、避難者の収容が先決なので、まずは室内に避難してもらい、その後、配布物の配布を行います。また、車中避難者にも避難者カードと健康チェックリストの提出を求めてください。

3 避難者情報の管理

個人情報に配慮しながら避難者の情報を管理

避難者カード等について

避難者より提出された【避難者カード】【健康チェックリスト】の整理を行います。

① 避難者カードの整理

避難者カードは、検索しやすいように避難者カードの代表者氏名で50音順に並び変えてファイリングします。

② 避難者数の把握

提出された避難者カードより、避難者数を把握します。

③ 避難者名簿の作成

避難所開設後、受付業務などが落ち着き次第、安否情報確認の問い合わせに対応するため、避難者カードにより避難者名簿を作成します。

※可能であれば避難施設（公民館・学校等）のパソコンを借用し作成してください。

④ 退出届

避難所を退出する際に、退出届の提出を依頼してください。

※安否確認の対応（公開・非公開）について必ず確認してください。

3.避難所を開設した後に行うこと

避難所運営時、避難者の健康管理、施設の衛生管理を徹底してください。

1 健康確認



(1) 避難者の体調確認（長期避難の場合）

避難中も定期的に検温・問診を実施（車中泊・テント泊等による避難者含む）

(2) 緊急時対応（感染の疑いがある人の隔離等）

避難中に感染の疑いがある人が出た場合は、前出 17 頁「2. 2(1)感染の疑いがある人、体調の悪い人の隔離」と同様に対応します。

2 衛生管理、避難者の健康管理

(1) 衛生管理、換気の徹底

- ・手洗い、消毒の徹底を避難者に要請
- ・窓開け、扇風機の使用等による換気を定期的に実施

※避難所運営時、新たな感染者の発生に備え、避難者の健康管理、施設の衛生管理を徹底してください。

(2) 居住区域、トイレの清掃

- ・清掃の際には、消毒液を使用

※エタノール、除菌消臭剤等

- ・ゴミ袋は2枚重ねで使用し、しっかりと口を閉じて廃棄

(3) 施設の消毒

- ・感染の疑いがある人が使用した箇所について消毒実施
- ・清掃の際には、個人防護具を着用のうえ、消毒液を使用

(4) 入所後のケア

- ・体調が悪化した避難者については、改めて問診・検温
- ・必要に応じて保健師等を派遣し、生活環境の改善を行います。
- ・体調の悪い人や感染の疑いがある人は【**体調管理表**】を使用して健康状態を管理します。



3 大規模災害等で避難所運営が長期化した場合

(1) 食料・物資等、不足品の要請

食料・物資の供与については、避難所対応職員から災害対策本部へ要請します。このとき、要請すべき物資として一般的に使用が想定される生活必需品が考えられます。

- ① 食糧・飲料水
- ② 毛布や段ボールベッドなどの寝具
- ③ タオルなどの衛生用品
- ④ オムツ類、生理用品
- ⑤ 乳幼児用のミルクなど

③タオルなどの衛生用品
⑤乳幼児用のミルクなど
については市で備蓄しておりません。
国からのプッシュ型支援や災害時応援協定での
物流備蓄対応となりますので、用意に日数がかかります。

(2) 物資の受入・配布

前記(1)で申請した物資が届いたら、荷降ろし、搬入のため人員が必要になりますので、避難所運営委員のほか、必要に応じて避難者の皆さまにも協力をお願いします。

- ・風水害時における避難所開設の際、短期的(1日前後)な場合は、原則として食料や物資の配布は行いません。
- ・物資の配布は要配慮者(傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等)等を優先し配布をお願いします。
- ・食物アレルギーの方への配布については、自己申告やアナウンスで別配布にするなど、適宜対応をお願いいたします。
- ・災害時に備えて、市でも食糧等は備蓄していますが数量には限りがあります。必ずしも避難者全員分を用意できるとは限りませんので、避難者のほか避難所を運営する皆さんも各自持参するよう心掛けてください。

物資の配布は要配慮者(傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等)等を優先し配布をお願いします。



（３）使用場所の指定

学校が避難所となる場合は、地震災害では体育館を活用しますが、風水害時では浸水等の状況によっては校舎も開放することになります。校長室・職員室などは、学校運営上、重要な情報や個人情報があるため、避難者の利用は禁止してください。

また、施錠されていない部屋でも、化学室など危険物（薬品等）があるなど、学校長から指示された部屋も使用を禁止してください。

※公民館等においても機密情報がある場所は同様に取り扱ってください。

※教職員の不在時は、避難所対応職員も避難スペース以外への入室はできません。

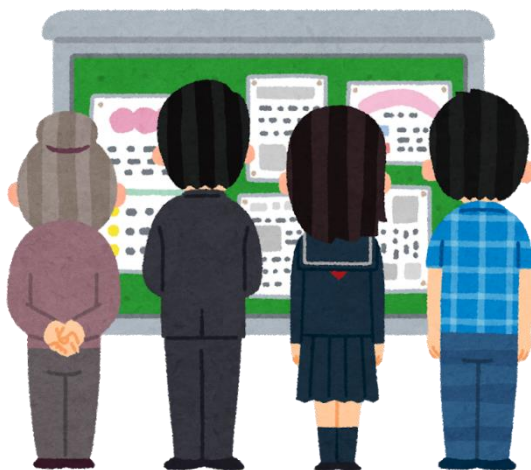


（４）避難所内情報伝達

災害対策本部からの情報を避難者に伝達します。避難者への情報伝達は、原則として避難者の目につきやすい場所に、掲示板を設置し情報伝達を行います。

掲示板に掲載する情報には、主に次のような項目が挙げられます。

- ① 最新情報（今日の情報・市からのお知らせ等）
- ② 生活情報（給水・食料物資の配給・巡回診療・健康相談等）
- ③ 交通情報（交通規制等）
- ④ 復興情報（資金援助等）
- ⑤ 施設関連情報（生活ルール・避難所施設に関する情報等）



4.感染症対策における基本的な考え方

(1) 事前に決めておくこと、確認しておくこと

感染の疑いのある人、体調の悪い人については、早めの相談や検査受診、医療機関等での療養が基本となりますが、非常時には避難者として受け入れざるを得ない場合もあることから、必要な物資や住民への周知などの準備、災害発生時の避難所の開設・運営時の対応を事前に決めておく必要があります。

また、避難中においても、感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかな隔離、災害対策本部への連絡など必要な対応を行い、感染の疑いがある者と他の避難者が接触しない環境を作りましょう。そして、一人ひとりの感染防止策の徹底が大変重要です。

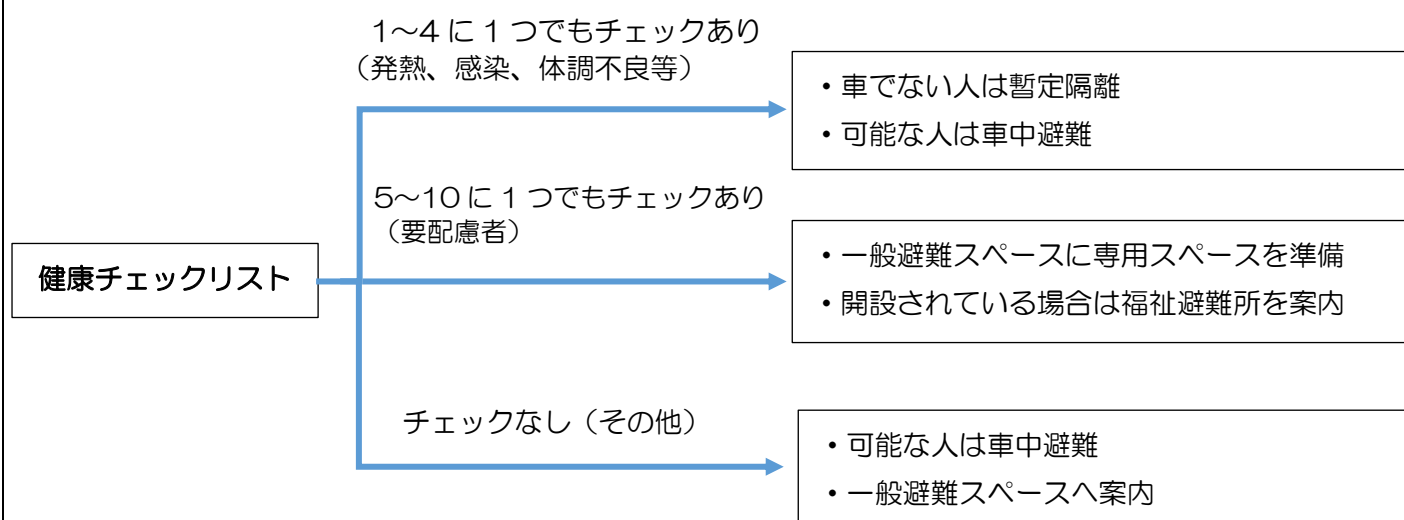
(2) 受入れ時の健康チェック

感染の疑いのある人、体調の悪い人は非接触型体温計により検温を行い、その後、**避難者カード**を記入してもらう時に、あわせて**健康チェックリスト**でスクリーニング（共通検査）を行う。

(3) 避難中の健康管理と体調不良者の早期把握

感染の疑いがある人、体調の悪い人は**体調管理表**を用いて避難者の体調管理を行い、高熱や体調不良の避難者がいた場合、災害対策本部へ連絡する。

○簡易フロー（詳細は次頁）



居住区分（ゾーニングの目安表）

※健康チェックリスト参照

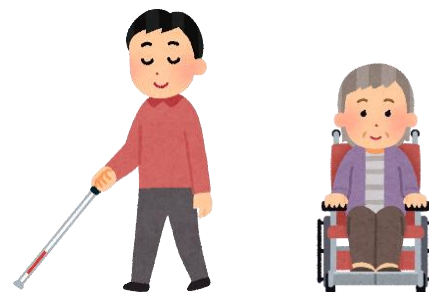
状 態	判断基準	対 応
感染の疑いがある人 体調の悪い人	1～4 に 1 つで もチェックがつ いた人	※車で来た場合は、車中避難してもらう。 ※車で来ない人には、暫定的に専用の部屋及び 専用トイレ（用意できない場合は簡易トイ レ）を準備し、案内する。
要配慮者 （上記に該当しない人）	5～10 で一つ でもチェックが ついた人	※暫定的に専用の部屋や一般の避難スペースに 福祉避難者スペースを準備し、案内する。 ※福祉避難所が開設されている場合、移動を案 内する。
その他一般の人	何もチェックが つかなかった人	※車で来た場合は、車中避難も呼びかける。 ※一般の避難スペースへ案内する。

※隔離の際は専用スペースから入口、トイレまでに専用の動線を確保すること。

※トイレは使用後に、感染疑いがある本人が消毒すること。

※福祉避難所を開設する場合は、災害対策本部より適宜連絡を入れます。

5.避難所運営時の留意事項に関すること



(1) 多様なニーズへの対応

避難所では災害の危険から身を守ることに何らかの困難を抱え、周囲の支援が必要になる病気の人や障がいがある人をはじめ、理解力や判断力をもたない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者、言葉や地理に詳しくない外国人等の配慮が必要となります。

要配慮者については、必要に応じて※福祉避難所等への搬送も検討します。

※福祉避難所とは、社会福祉施設等を利用して設置され、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものを対象とした避難所。

参考例

健康状態・症状等	割当場所等
足が不自由な人、高齢者等	通路の近くや、車いすが出入りしやすい所
妊婦、乳幼児	カーテンや間仕切りの活用や、女性専用エリアの設置
体調が悪い人 感染症の疑いがある人	個室や冷暖房設備がある場所

(2) 防犯対策について

避難所などのプライバシーを守ることが難しい環境では暴力（性暴力）が起こる可能性があります。特に災害時には、平常時以上に被害者が声を上げにくい環境となります。

性別や年齢、被災者、支援者といった立場にかかわらず、暴力は許されないという認識を避難所・地域全体で共有することが重要となります。

- ① 性暴力・DV 防止のため、避難所や地域において、啓発及び相談窓口を周知するチラシの配布や掲示等を実施します。

（性被害・暴力、DV等の注意喚起ポスターの活用。※避難所対応職員バッグに在中）

- ② トイレ、更衣室、入浴設備を適切な場所に設置し、照明や防犯ブザーを配置し安全を確保します。
- ③ 避難所の巡回警備は男女ペアで行い、女性用トイレや女性用更衣室は女性が巡回します。巡回は、避難者による自主的な活動のほか、ボランティアや警備会社などの支援者や民間企業等の協力も得ながら実施します。
- ④ 避難所や地域における警察の巡回・派遣体制を確保します。

※長期避難の場合となります。派遣依頼は対策本部から行います。



(3) エコノミークラス症候群や熱中症の予防

避難所や車に長時間避難をしていると、エコノミークラス症候群により、心筋梗塞や脳梗塞などの危険性が高くなりますので、弾性ストッキングの使用や定期的に体操等で体を動かすよう促します。また、熱中症にも注意します。

いずれも水分補給をこまめに行うよう促します。

- ※ エコノミークラス症候群とは、数時間同じ姿勢のままでいると血管内に血栓（血の塊）ができやすくなり、その血栓が脳や心臓等の血管に詰まり脳梗塞や心筋梗塞等を引き起こすものです。
- ※ 弾性ストッキングとは、医療用にも使用されているもので、血管に圧力をかけ血液の流れを正常に戻す効果のあるストッキングです。ふくらはぎの筋肉の働きを助け、エコノミークラス症候群の予防や進行をおさえます。

(4) 在宅避難者等への対応について

在宅避難者においても、ライフライン等が途絶した中で、不自由な避難生活を送っているため、支援の対象であることは忘れてはいけません。

- ・ 救護所設置や食糧供給等の生活情報を広報
- ・ 在宅避難や車中泊による避難を行っている住民に対し、要請があれば食糧供給等の支援を実施します。

(5) ペットの受入れについて

犬、猫等のペットを避難所に同行した場合は、生活スペースへの持ち込みは、アレルギーや鳴き声等によるトラブル防止のため原則禁止ですが、補助犬（盲導犬、介助犬など）については、例外的に同伴を認めます。

それ以外については、ペット受入可能な避難場所への移動を促します。

- ※1 ペット同行避難場所は、桐生南公園駐車場、旧西中校庭（車中避難）。
- ※2 応急的な対応としては、生活スペース外（校庭等）で他の避難者へ危害が及ばないようにして頂き、糞尿についても飼い主が責任を持ち飼育するよう指導してください。



(6) 駐車場の使用について

避難所において、駐車場の使用については、事前に施設管理者と調整し、使用の可否、使用可能場所等について明確にしておくことが、重要になります。

6.避難所の規模縮小・閉鎖時に行うこと

(1) 避難所閉鎖等の指示

- ① 避難所は、避難者数等の状況に応じ、縮小・統合を行います。
- ② 避難所は、災害対策本部からの指示により閉鎖されます。

(2) 避難者に対する対応

避難所の閉鎖・統合時には、避難者に対して避難所の閉鎖等について理解と協力を求めます。

なお、避難所において閉鎖等の合意が得られた後は、日時や方法、人員や車両の確保について災害対策本部と協議し、その結果を避難者に対して説明します。

(3) 避難所の原状復旧

避難所対応職員や避難者は協力して、施設管理者等とともに、施設の点検を行い、原則として避難所使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、避難所の閉鎖を行います。

なお、大規模な清掃が必要となる等、避難所対応職員や施設管理者による対応が困難な場合は、災害対策本部に対し、原状復旧に関する要請を行うものとします。

(4) 避難所の閉鎖

災害対策本部に対して、避難所を閉鎖した旨を報告して解散します。

また、避難所対応職員は後日、各種様式等の関係書類をすみやかに災害対策本部、又は防災・危機管理課に提出することになります。

7.その他

本マニュアルについて不明な点等があれば、各避難所対応職員または防災・危機管理課（0277-46-1151）へお問い合わせください。